



空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

老朽型

◎この補助金は、昭和56年以前に建築された空き家が対象となります。

※建築基準法改正前の旧耐震基準の建物

◎補助金を利用できるのは「空き家の所有者」または「相続人等の親族」です。

●補助額：事業費(税抜)の1/2以内(上限50万円)

※ただし、昭和57年以降に建築され、築40年以上経過したもの：上限25万円

【所得要件】

世帯の主たる生計維持者（世帯で最も所得の高い者）の前年度所得が
460万円以下であること。（ただし扶養親族ひとりにつき3.8万円を加算）

扶養親族(人)	0	1	2	3	4	5	...
前年度所得(万円)	460	498	536	574	612	650	...



《手続きの流れ》

①事前相談・受付、申請様式の交付

必ず事前に相談してください。

- ・空き家住所、現所有者
- ・管理状況、解体希望時期 等

※募集期間に合わせて受付します。

※申込数が多数の場合は、危険度が高いものや
迷惑となっている空き家を優先させていただきます。

③補助申請

※必ず解体工事前に申請してください。

【必要書類】

- ・補助金等交付申請書
- ・補助事業等計画書
- ・工事見積書
- ・所得証明書
- ・補助金振込先の通帳の写し
- ・登記簿 or 名寄帳
- ※登記物件 → 登記簿
- 未登記物件 → 名寄帳
- ・跡地活用同意書

【必要に応じて提出】

- ・同意書
- ※所有者以外が申請する場合、又は所有者が複数いる場合
- ・空き家除却同意書
- ※所有権以外の権利が設定されている場合
- ・住民票謄本等
- ※所有者を証明する書類

④交付決定

- ・申請内容及び提出物に不備が無い確認後、
補助金交付決定通知書を送付します。

⑧実績報告

【必要書類】

- ・補助金実績報告書
- ・解体業者からの請求書、領収書の写し
- ・写真(解体前、中、後)
- ・市への補助金請求書
- ・家屋滅失届(登記・未登記問わず)

⑨補助金額の確定・補助金の支払い

- ・完成検査実施後、補助金額の確定通知書の送付
及び補助金の振り込みをします。



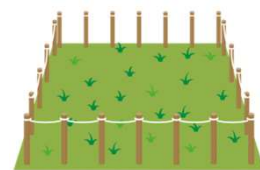
②見積依頼・提出



⑤工事発注

⑥工事完了・請求

⑦支払い



大
仙
市

申
請
者

解
体
業
者